

【議事事項】 書面開催について

新型コロナウイルス感染症への対応により、協議会構成員が一同に会しての開催が困難であることから、協議会規約第6条第6項により協議会構成員に書面開催の同意を求めます。

中河内地域水防災連絡協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会の名称は、中河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、中河内地域において大阪府水防計画や治水施設の状況などの情報を防災・減災関係機関に提供するとともに、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会（以下「流域協議会」という。）で検討される流域治水プロジェクトとの取組の共有を図り、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資することを目的とする。

- 2 前項の「中河内地域」とは、東大阪市域、八尾市域及び柏原市のうち大和川以北の市域をいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「中河内地域」の防災・減災に係る機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会では、「中河内地域」における下記の事項を連絡協議する。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

- 2 協議会では、前項のうち流域協議会において検討される取組以外の主として避難・水防等に関する対策を連絡協議する。とりまとめた内容は、流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映する。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「中河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員の内から会長が指名しこれに当たる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府八尾土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

平成 3年 5月24日制定

平成30年 2月16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加

令和 4年 3月25日改正

令和 4年 7月22日改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府八尾土木事務所長
大阪府八尾土木事務所地域防災監
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
東大阪市長
八尾市長
柏原市長
東大阪市消防局長
八尾市消防長
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大和川河川事務所長
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

恩智川水防事務組合 事務局長
大和川右岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

布施警察署長
河内警察署長
枚岡警察署長
八尾警察署長
柏原警察署長

(指定公共機関)

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部工務次長
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長
西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室室長
関西電力送配電株式会社大阪支社東大阪地域総括長
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネージャー

(別表2)

(水防担当)

大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
東大阪市土木部長
八尾市都市整備部長
柏原市都市デザイン部長
恩智川水防事務組合 事務局長

(治水施設整備担当)

淀川河川事務所調査課長
大和川河川事務所事業対策官
大阪府都市整備部河川室河川整備課参事
大阪府八尾土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
東大阪市土木部長
東大阪市上下水道局下水道部長
八尾市下水道部長
柏原市上下水道部長

(危機管理担当)

大阪府政策企画部危機管理室防災企画課参事
大阪府八尾土木事務所地域防災監
東大阪市危機管理監
八尾市危機管理監
柏原市政策推進部危機管理監

規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(付則)</p> <p>平成 3 年 5 月 24 日制定</p> <p>平成 30 年 2 月 16 日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加</p> <p>令和 4 年 3 月 25 日改正</p> <p>別表 1 (第 6 条関係)</p> <p>(指定公共機関)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部工務次長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店 災害対策室室長 関西電力送配電株式会社大阪支社東大阪地域総括長 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部マネージャー</p>	<p>(付則)</p> <p>平成 3 年 5 月 24 日制定</p> <p>平成 30 年 2 月 16 日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加</p> <p>令和 4 年 3 月 25 日改正</p> <p><u>令和 4 年 7 月 22 日改正</u></p> <p>別表 1 (第 6 条関係)</p> <p>(指定公共機関)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部工務次長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店 災害対策室室長 関西電力送配電株式会社大阪支社東大阪地域総括長 大阪ガス<u>ネットワーク</u>株式会社北東部<u>事業</u>部マネージャー</p>	

現行規約	改正案規約	備考
<p>別表2（第7条関係）</p> <p>（水防担当） 大阪管区气象台気象防災部気象防災情報調整官 大阪府都市整備部事業管理室事業企画課参事 大阪府都市整備部下水道室事業課長 大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 東大阪市土木部長 八尾市都市整備部長 柏原市都市デザイン部長 恩智川水防事務組合 事務局長</p> <p>（治水施設整備担当） 淀川河川事務所地域防災調整官 大和川河川事務所事業対策官 大阪府都市整備部河川室河川整備課参事 大阪府八尾土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 東大阪市土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 八尾市都市整備部下水道部長 柏原市上下水道部長</p>	<p>別表2（第7条関係）</p> <p>（水防担当） 大阪管区气象台気象防災部気象防災情報調整官 大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事 大阪府都市整備部下水道室事業課長 大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 東大阪市土木部長 八尾市都市整備部長 柏原市都市デザイン部長 恩智川水防事務組合 事務局長</p> <p>（治水施設整備担当） 淀川河川事務所調査課長 大和川河川事務所事業対策官 大阪府都市整備部河川室河川整備課参事 大阪府八尾土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 東大阪市土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 八尾市下水道部長 柏原市上下水道部長</p>	

【本編】

- **水防法の改正に伴う記載の変更（第1章第2節、同第3節、第17章第1節ほか）**
 - 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大等に関する記載の追加（水防法第14条関係）
 - ・洪水予報河川、水位周知河川に加え、被害が生じるおそれのある河川を追加。
 - 浸水想定区域における円滑な避難の確保等に関する記載の追加（水防法第15条関係）
 - ・市町村地域防災計画に、洪水予報、水位到達情報に加え、人的被害が生じるおそれのある洪水や雨水出水、高潮に関する情報の伝達方法を定める旨の記載を追加。
 - 要配慮者利用施設の利用者の避難確保等に関する記載の追加（水防法第15条の3関係）
 - ・市町村長による避難確保計画や避難訓練の内容への助言・勧告に関する記載を追加。
- **用語の統一（第1章第2節、第5章第6節ほか）**
 - 内閣府「避難情報に関するガイドライン」の改正に伴う用語の統一
 - ・高潮氾濫危険水位 → 高潮特別警戒水位
- **各機関の組織変更や改称、連絡先等の修正（第2章第1節ほか）**
 - 府、市町村等の組織名や連絡先等を最新の情報に修正

令和4年度版大阪府水防計画 改定の概要

【資料編】

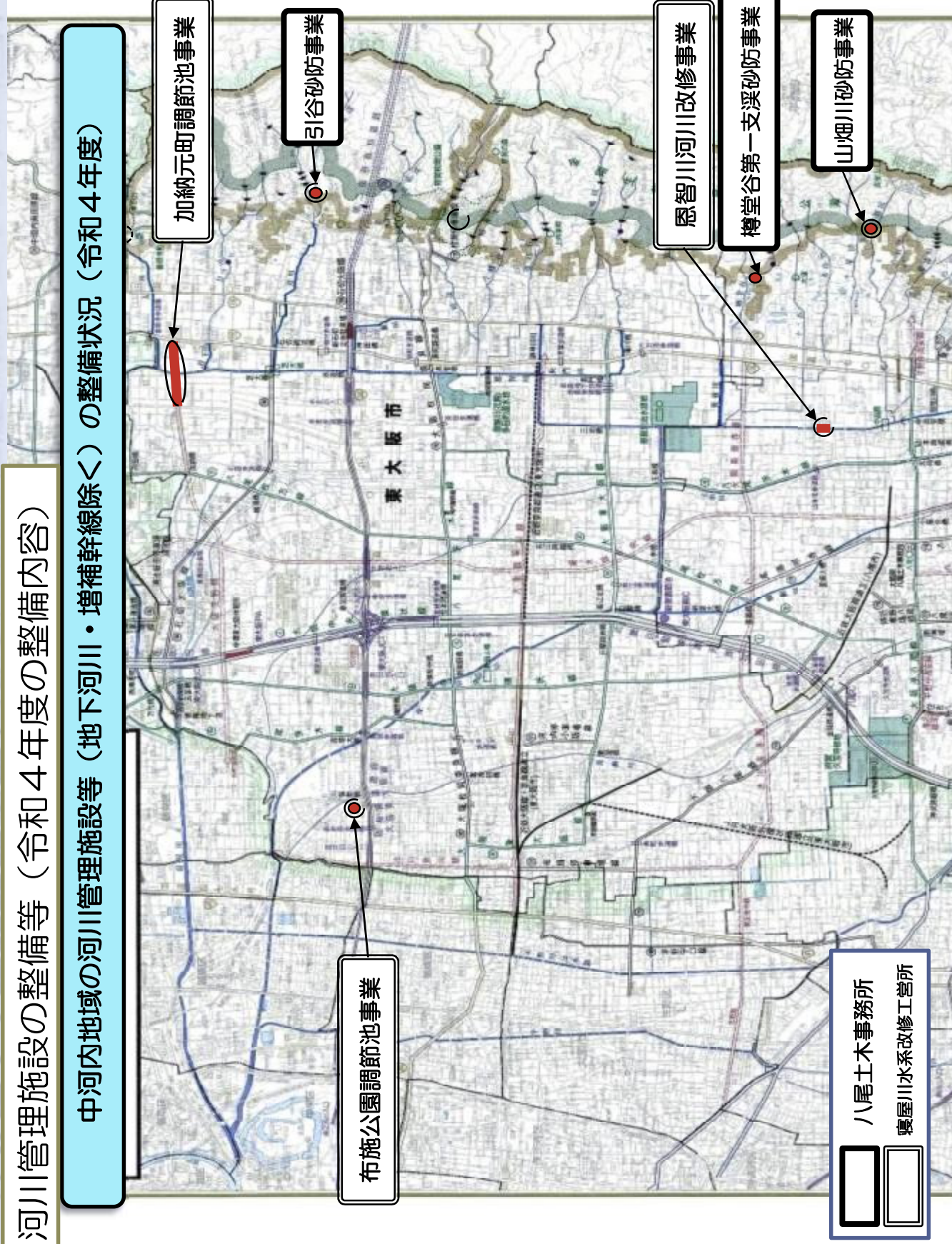
- 安威川ダムの試験湛水開始による記載の追加
 - 「第8表 ダム一覧表」に安威川ダムを追加
 - 「水門操作協定書等」に安威川ダムの操作要領(案)と操作運用(案)を追加 など

河川管理施設の整備等に関する事項

資料4

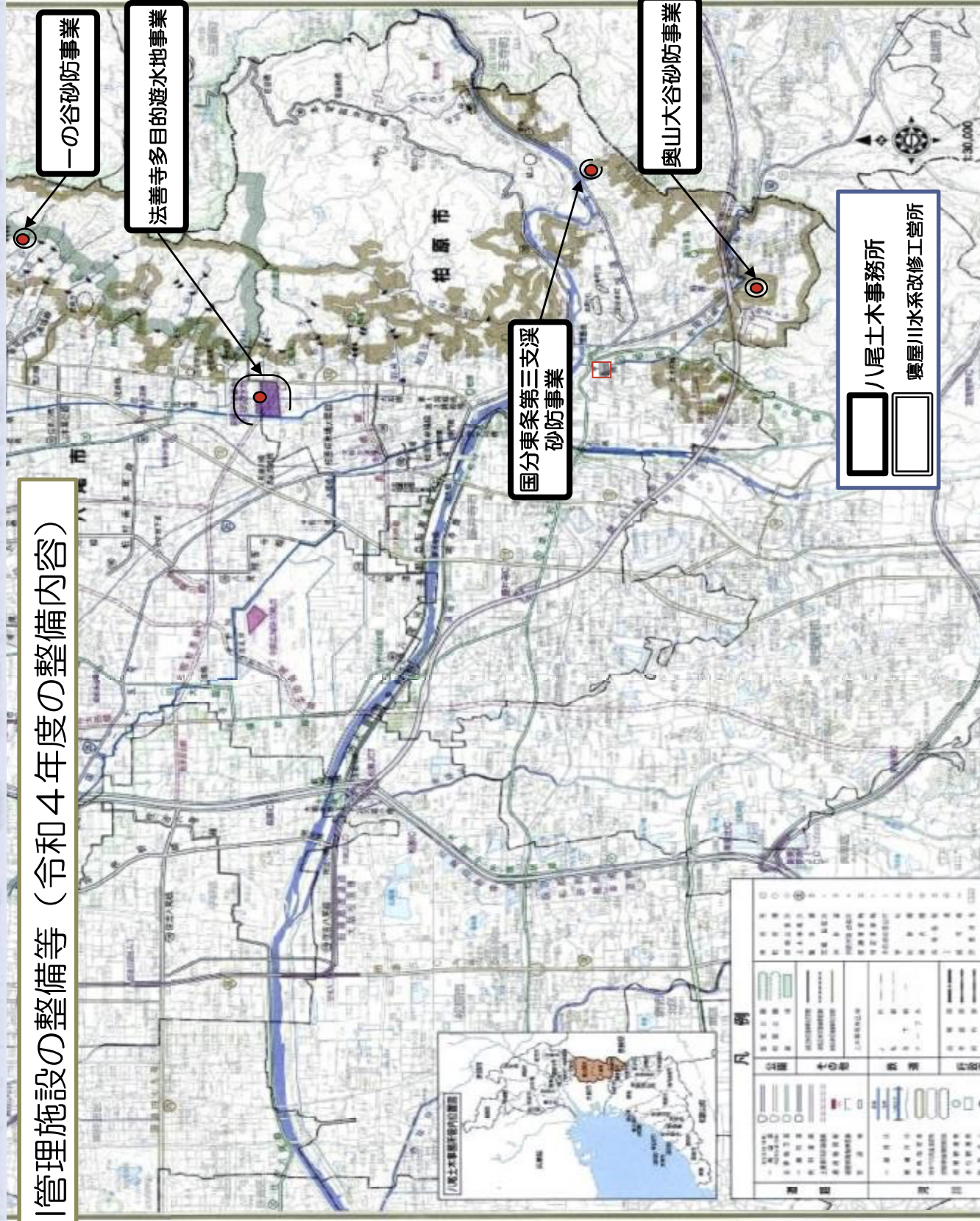
河川管理施設の整備等（令和4年度の整備内容）

中河内地域の河川管理施設等（地下河川・増補幹線除く）の整備状況（令和4年度）



河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等（令和4年度の整備内容）



河川管理施設の整備等に関する事項

寝屋川南部地下河川と

下水道増補幹線の整備状況

◆現状

○貯留量：100万㎡

○集水区域：8,000ha（供用済7,800ha）

令和元年度完成
約1,200ha

大阪市街路事業との共同事業により、用地買収（地上権設定）を実施

木津川

（整備中）

H2年度～順次区域拡大
7,800ha 供用済

凡例

寝屋川水系改修工営所

地下河川（整備中）

地下河川（完成）

東部流域下水道事務所

下水道増補幹線（整備中）

下水道増補幹線（完成）

◆地下河川整備状況

○計画延長：13.4km

（供用済 11.2km）

実施方針： 国の緊急浚渫推進事業債の予算を活用し、社会的影響度の高い堆積土砂を解消

資料5-1

【現 状】

- ◆ **前期5か年（H29～R3）において、国の3か年緊急対策を活用し対策量を倍増**
 - 氾濫時の影響が人家や道路など重要インフラへ及ぶ危険性のある堆積箇所において、集中的に対策したことにより、優先度Aが解消及びBについても大幅に解消し、河道の改善が図られた。
(対策土量は約2.2倍 これまでの対策(H24～28)：37万m³ ⇒ 集中対策期間(H29～R3)：81万m³)



【5か年計画】

- ◆ **この5か年（R4～R8）においては、現状の河道を維持するため、引き続き、緊急浚渫推進事業債を活用し、適切な河道管理に取り組む**
 - **河道内の土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを踏まえ、優先度（A～C、経過観察）を付けて計画的に対策を実施**

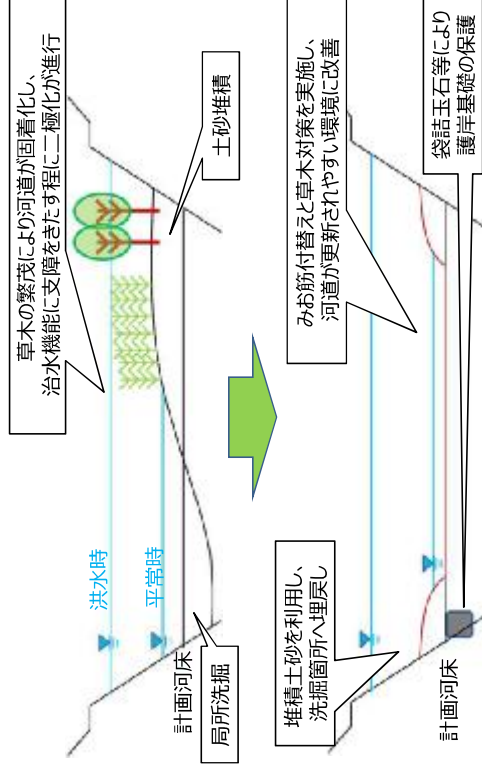
堆積土砂対策の実施範囲

対策の優先度	社会的影響度（氾濫時の影響等）			経過観察
	低	中	高	
河積	C	B	A	経過観察
阻害率	経過観察	C	B	経過観察
10%未満	経過観察	経過観察	経過観察	経過観察

5か年計画(R4～R8)の対策範囲イメージ

【実施イメージ】

- ◆ 対策の実施にあたっては、堆積土砂を利用し、河床が低下した箇所へ埋戻しを行うことや、河道内に流れを阻害する樹木がある場合、伐採を併せて行うなど、引き続き、効果的・効率的な対策に取り組む







※ 樹木については、除根など再繁茂対策の実施

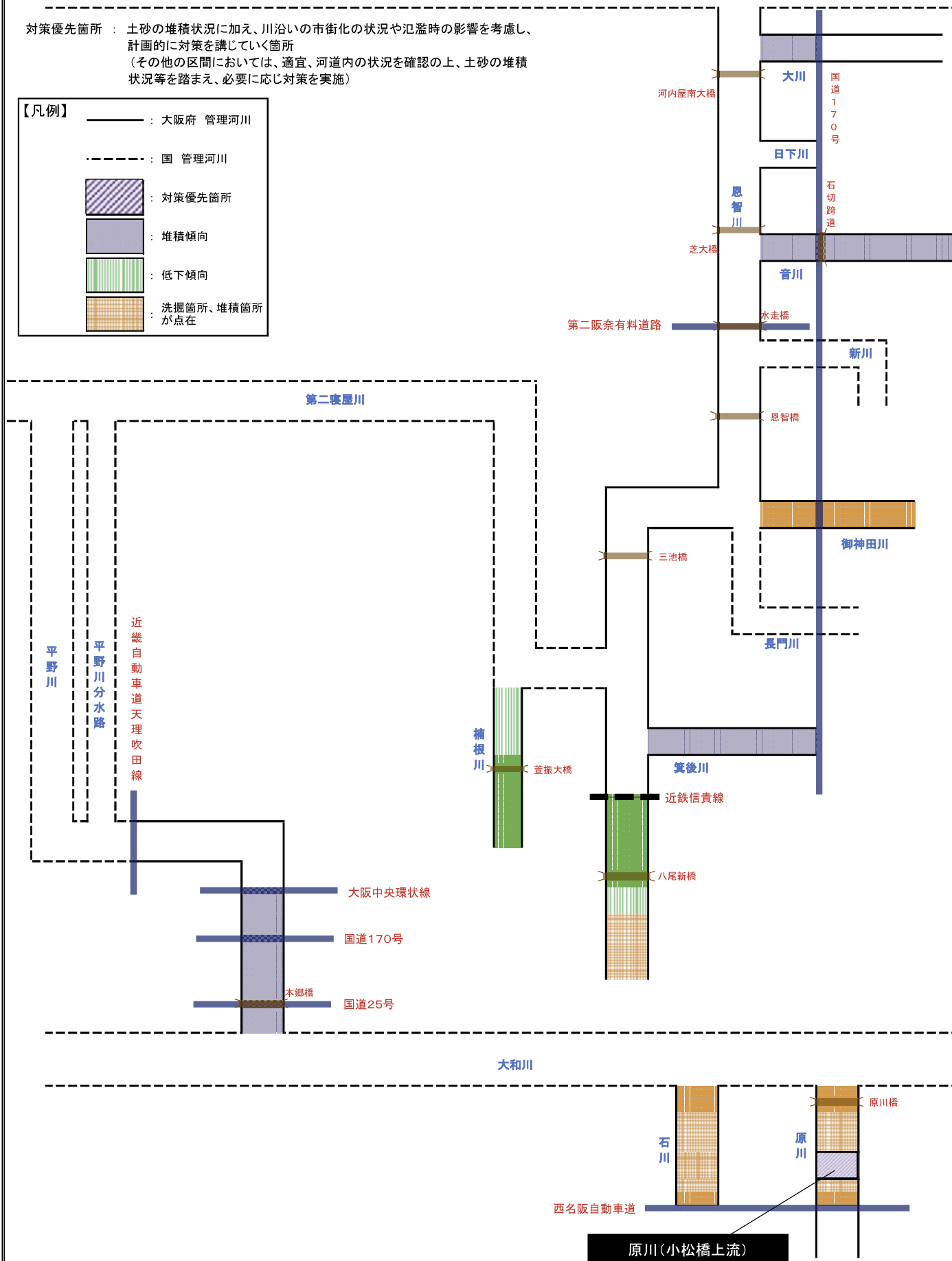


寝屋川

対策優先箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響を考慮し、計画的に対策を講じていく箇所
 (その他の区間においては、適宜、河道内の状況を確認の上、土砂の堆積状況等を踏まえ、必要に応じ対策を実施)

【凡例】

- ：大阪府 管理河川
- - - - -：国 管理河川
- ：対策優先箇所
- ：堆積傾向
- ：低下傾向
- ：洗掘箇所、堆積箇所が点在



第二寝屋川

大和川


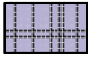
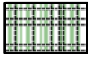

原川(小松橋上流)

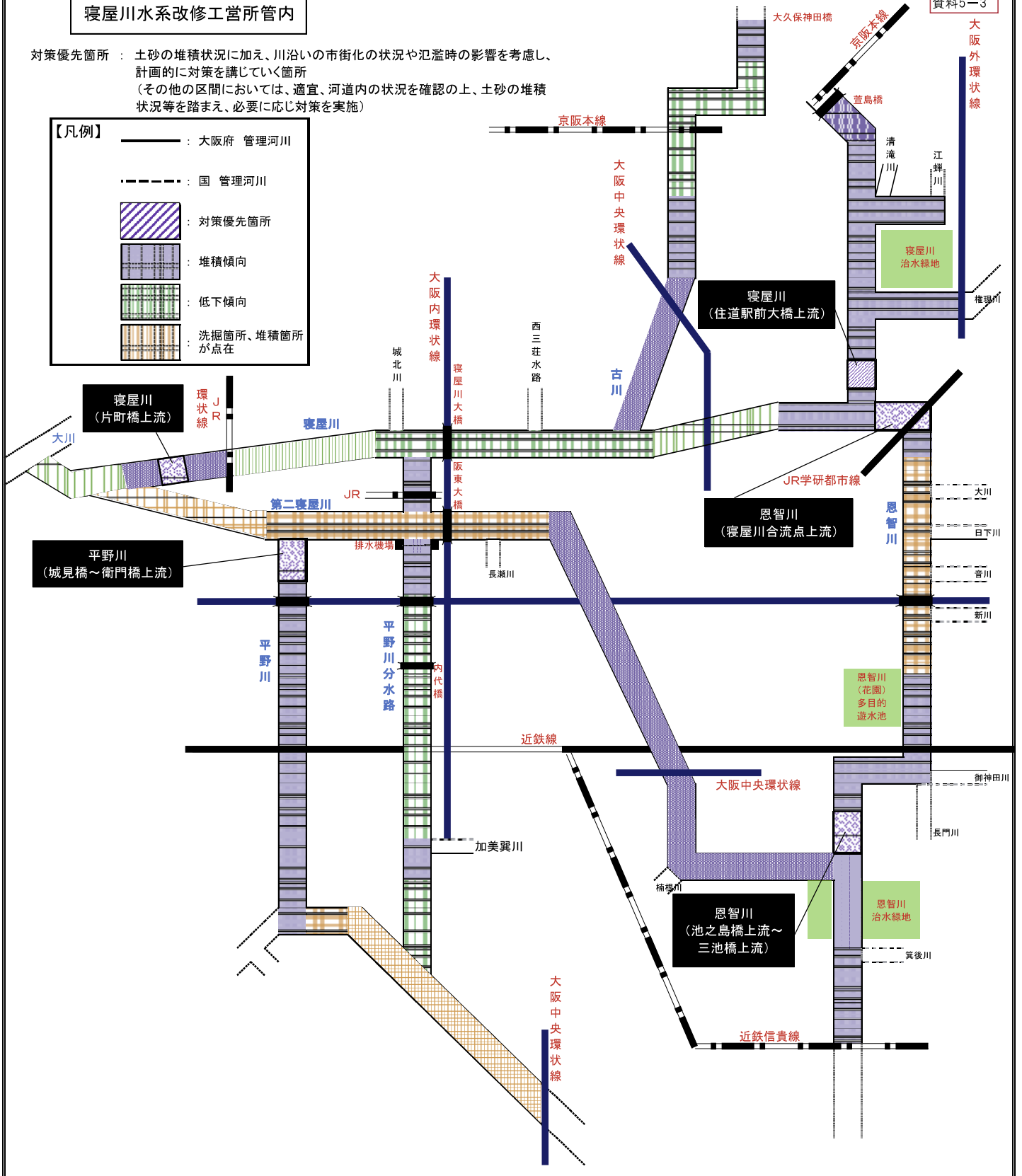
寝屋川水系改修工営所管内

資料5-3

対策優先箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響を考慮し、計画的に対策を講じていく箇所
 (その他の区間においては、適宜、河道内の状況を確認の上、土砂の堆積状況等を踏まえ、必要に応じ対策を実施)

【凡例】

- ：大阪府 管理河川
- - - - -：国 管理河川
- ：対策優先箇所
- ：堆積傾向
- ：低下傾向
- ：洗掘箇所、堆積箇所が点在



- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川整備をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方
- （主な取組1）治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し
- （主な取組2）あらゆる関係者とハード・ソフト一体となった総合的な事前防災対策を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、流域治水プロジェクトの取組を推進

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

集水域

雨水貯留機能の拡大
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

河川区域

流水の貯留
 [国・県・市・利水者]
 治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
 [国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
 [国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

県：都道府県 市：市町村 【 】：想定される対策実施主体



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信
避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支那体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

8

流域治水関連法の概要

- 流域治水の実効性を高めるために特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(通称:流域治水関連法)が令和3年5月10日に公布され、一部の規定が同年7月15日に、残りの規定が同年11月1日に施行された。
- 流域治水関連法は、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

- ①特定都市河川浸水被害対策法②河川法③下水道法④水防法⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律⑥都市計画法⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- ⑧都市緑地法⑨建築基準法

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 (特定都市河川法)

- 流域水害対策計画を活用する河川の拡大
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
 - 国、都道府県、市町村等の関係者が**一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用等を協議**
 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、**確実に実施**

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

- 河川・下水道における対策の強化
 - 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
利水ダム等の**事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - 下水道で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- 流域における雨水貯留対策の強化
 - 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 認定制度、補助、**税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

(特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法)

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

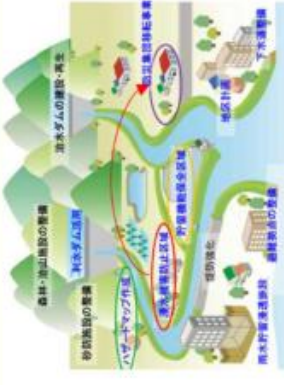
- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の**拡充**等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の**整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

[水防法、土砂災害防止法、河川法]

- 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消

- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加



流域治水のイメージ

◆特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進するため、特定都市河川を指定

(主な特定都市河川法の制度・施策等)

- 雨水浸透阻害行為の許可
- 流域水害対策計画の策定
 - ⇒ 河川、下水道、雨水貯留浸透施設の整備
 - ⇒ 排水ポンプ(下水道)の運転調整
- 保全調節池の指定
- 開発・建築を制限するための規制 など



大阪府：H18年に寝屋川流域において指定
 ※法改正後、R3年12月に大和川流域(国・奈良県域)で指定

◆主な改正内容

① 特定都市河川指定要件の見直し

- 「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由による浸水被害防止が困難な河川で水害が頻発
- そのため、「接続する河川の状態」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により浸水被害の防止が困難な河川を指定要件に追加



これまでの指定要件では、寝屋川流域のみ対象であったが、他の府管理河川でも指定が可能となった

② 水害リスクを踏まえた土地利用規制

【貯留機能保全区域制度の創設】

- 洪水等を一時的に貯留する機能を有する河川沿いの低地などを貯留機能保全区域として指定
- 盛り土等の行為の事前届出を義務化。必要に応じて助言・勧告が可能

【浸水被害防止区域制度の創設】

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を浸水被害防止区域として指定
- 都市計画上の原則開発禁止
- 住宅、要配慮者施設等の開発・建築行為について事前許可が必要

●特定都市河川浸水被害対策推進事業(個別補助事業)の創設
 ⇒流域水害対策計画に位置付けられた事業に予算を重点化

大阪府での流域治水の取組

◆令和3年度の取組み

- 水防災連絡協議会に下水道局、農林部局、都市計画部局、建築部局が新たに参画
- 水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定



流域の関係者による
各地域における治水対策
の「見える化」が実現

◆令和4年度の取組み

流域治水プロジェクトに基づく流域治水の推進

＜プロジェクトのマネジメント＞

- 各地域の協議会において、計画的かつ着実に進めるため、毎年の進捗管理方法を確立
 - ⇒一級水系についてプロジェクトのロードマップを作成（二級水系はR3年度作成済）
 - ⇒役割分担が不明確な施策については役割分担を見える化
 - ⇒年度当初及び中間の行政WGにおいて各施策の進捗管理、協議会での報告

＜プロジェクトの充実・強化＞

- 多段階の洪水リスク情報や河川整備後の残余リスクを活用し、治水対策の効果とリスクを関係者で共有
 - ⇒プロジェクト背景図の見直し
 - ⇒残余リスクへの対応など課題の抽出
 - ⇒リスク等を踏まえたプロジェクト推進方針の検討
 - ⇒関係者が主体的に取り組む治水対策（ため池の治水活用などの流域対策や水害に強いまちづくりなど）の具体的な検討

＜流域治水関連法による取組強化＞

- 要配慮者利用施設の避難訓練の報告義務化及び避難確保計画、訓練に対する市町村の助言・勧告が可能
 - ⇒避難確保計画作成と訓練実施を推進
- 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大
 - ⇒全ての府管理河川を対象に区域指定を推進
- 特定都市河川の指定条件の緩和
 - ⇒寝屋川流域以外の流域において、特定都市河川に指定するか否かの検討、市町村等の関係者との調整に着手

おおさかタイムライン防災プロジェクト

タイムラインとは

大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものです。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域 <東淀川流域、神崎山・安威川流域、河内地域、大津川流域、大津川高潮> 比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 29/43市町村 5市作成中 引継ぎ、作成、活用・改善を促進→作成中5市のTL完成、未着手の9市町で作成に着手 一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 13市町村、48地区 引継ぎ、作成、活用・改善を促進→未作成地区における作成促進（令和5年度までに全市町村で少なくとも1地区のTL作成を目標。令和4年度は土砂災害リスクのある全市町村で少なくとも1地区の作成を目指す）

課題と対応 自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

タイムライン分類	課題	対応
広域	● 訓練が実施されていない流域がある	● 全てのタイムラインで訓練を実施 ● 訓練や実際の水害対応の検証を実施し、必要に応じてタイムラインを改善
市町村	● 9市町村が作成に未着手 ● 作成済のタイムラインの活用、改善状況が未確認	● 市町村への作成の働きかけ、支援 ● ぶりがえり、改善状況を確認
コミュニティ	● 地区数が多く作成が十分に進んでいない ● ノウハウが十分でない場合がある	● 地区単位ハザードマップ作成地域での作成促進 ● 事例集の活用等により横展開 ● 講師、ファシリテーターの派遣支援

これまでの取り組み

キックオフ
平成29年3月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム

神崎川流域
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト
貝塚市旭地区
高潮タイムライン
平成29年3月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト
大阪湾沿岸（泉州）高潮
令和2年8月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト
安威川流域
令和元年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト
寝屋川流域
平成30年8月
策定・運用開始

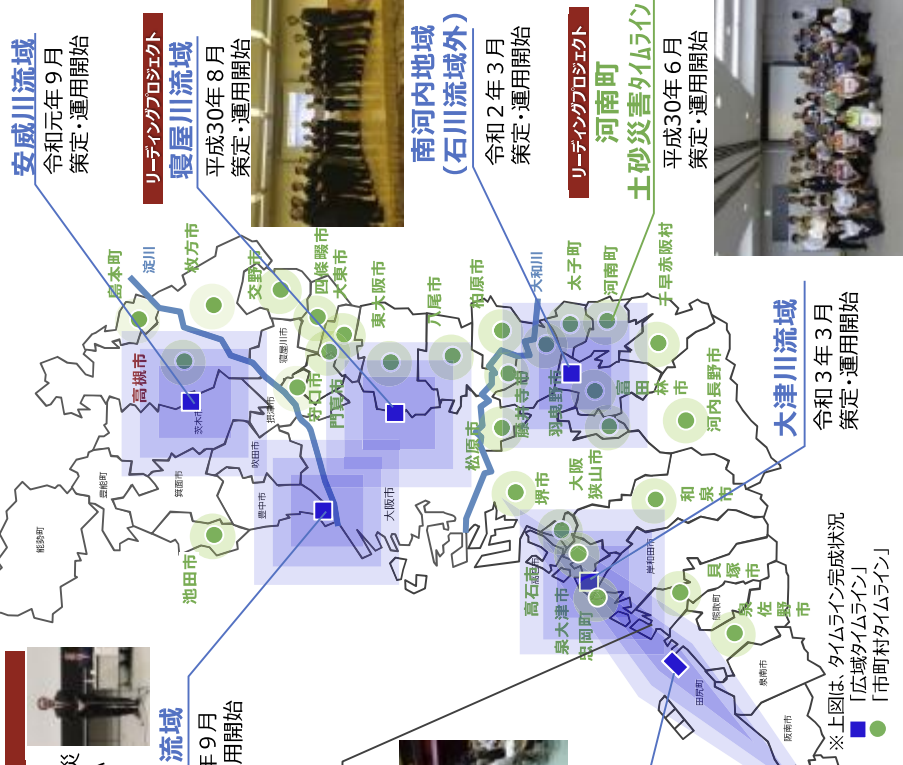
リーディングプロジェクト
南河内地域（石川流域外）
令和2年3月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト
河内町
土砂災害タイムライン
平成30年6月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト
大津川流域
令和3年3月
策定・運用開始

資料7

河川室 河川整備課 計画G



今後の展開

プロジェクト立ち上げ（H29.3）以降、広域タイムライン、市町村タイムラインの策定が進む一方、コミュニティタイムラインについては、対象となる地区が多くなるため、令和3年度からモデル地区を選定して市町村と地域が行う作成を支援し、市町村職員のノウハウ取得による市町村管内での展開を図った。

令和4年度は引き続き**コミュニティタイムライン未作成の地域**に対し、コミュニティタイムライン作成の支援を拡げていく。

コミュニティタイムライン策定状況

コミュニティタイムライン導入

地区単位HMV作成 → 避難訓練、実際の避難行動 → 適宜更新

令和4年度 おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組について

◆広域タイムライン

- ・令和3年度に府内全ての広域タイムラインの策定が完了し、タイムラインの運用を実施（寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、泉州高潮）
- ☞ 出水期、台風期に備えて訓練の実施をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆市町村タイムライン

- ・策定状況：29/43市町村 策定中5市 未着手9市町
- ☞ 令和4年度中に、策定中のタイムラインの完成、未着手の市町は策定への着手をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆コミュニティタイムライン

- ・令和5年度未までに、全市町村において少なくとも1地区で作成することを目標
- ・策定状況：令和3年度未までに13市町村、48地区で作成済み
- ・令和3年度は府内約40地区をモデルに作成に着手し、22地区で作成済み
- ☞ 作成中の地区については、引き続き作成の取組をお願いします。
- ☞ 令和4年度は、土砂災害リスクのある全市町村において1地区以上で作成できるよう、地区の選定をお願いします。（令和4年度は大阪府砂防ボランティア協会に取組を支援いただくことを予定）
- ☞ 地区の選定にあたっては、地域版HMを作成済で訓練を実施している地区を選定頂くなどの考慮をお願いします。

令和4年度 of 取組スケジュール

【6月】作成地区の選定 【7～8月】学習会 【9～10月】まちあるき 【11～3月】ワークショップ・TL作成

市町村タイムラインの作成状況 (令和4年3月末時点)

地域・ブロック	市町村名	広域TLへの参画						策定済み ○	市町村TL 策定状況				
		① 安 威 川 流 域	①' 神 崎 川 流 域	② 寝 屋 川 流 域	③ 石 川 外 流 域	④ 大 津 川 流 域	⑤ 大 阪 湾 / 沿 岸 州		完成時期 (予定)	対象災害			
		R1.9	R3.9	H30.8	R2.3	R3.3	R2.8			洪水	土砂	高潮	地震
豊能	能勢町												
	豊能町												
	池田市							○	R2.3月	●	●		
	箕面市							策定中	(未定)	●	●		
	豊中市		●										
三島	高槻市	●						○	H29.1月	●	●		
	茨木市	●						○	R4.3月	●	●		
	島本町							○	R2.3月	●	●		
	吹田市	●	●					策定中	(R4年度)	●	●		
	摂津市	●	●					策定中	(R4年度)	●			
大阪市	大阪市	●	●	●				策定中	(R4年度)	●			
北河内	枚方市			●				○	R3.3月	●	●		
	交野市			●				○	R1.9月	●	●		
	寝屋川市			●				策定中	(未定)	●	●		
	守口市			●				○	R1.6月	●			
	門真市			●				○	R2.6月	●			
	四條畷市			●				○	R2.12月	●	●		
	大東市			●				○	H30.8月	●			
中河内	東大阪市			●				○	H30.8月	●	●		
	八尾市			●				○	H30.8月	●			
	柏原市			●	●			○	H30.12月	●	●		
南河内	松原市				●			○	R2.3月	●			
	羽曳野市				●			○	R2.3月	●	●		
	藤井寺市				●			○	R2.3月	●			
	太子町				●			○	R2.3月	●	●		
	河南町				●			○	H30.8月	●	●		
	千早赤阪村				●			○	R2.3月	●	●		
	富田林市				●			○	R2.3月	●	●		
	大阪狭山市				●			○	R2.3月	●	●		
	河内長野市				●			○	R2.3月	●	●		
泉北	堺市						●	○	R1.5月	●	●		
	和泉市					●	●	○	R1.7月	●	●		
	高石市						●	○	R3.3月	●		●	
	泉大津市					●	●	○	R3.11月	●			
	忠岡町					●	●	○	R3.12月	●		●	
泉南	岸和田市					●	●						
	貝塚市						●	○	R1.9月	●	●	●	
	熊取町						●						
	泉佐野市						●	○	H28.7月	●	●	●	●
	田尻町						●						
	泉南市						●						
	阪南市						●						
	岬町						●						

全43市町村

完成	29
策定中	5
未着手	9

34 23 4 1

コミュニティ（地域）タイムラインの作成状況（令和4年3月末時点）

地域・ブロック	市町村名	地区単位HM					コミュニティタイムライン						R3モデル 市町村（地区）	
		HM作成済		訓練	集計単位	済	作	予	作	地区名				
		洪水	土砂							〔凡例〕 ※作成予定、●洪水、■土砂、★高潮				
豊能	能勢町	6	6	6	3	地区	4		杉原■	田尻下■	地黄北■	地黄南■	能勢町 (地黄北、地黄南)	
	豊能町	14	6	14	14	地区	1		川尻■					
	池田市	10	10	6	6	校区								
	箕面市	11	11	11	11	校区	1		瀬川●■					
	豊中市	43		43	43	警戒区域								
三島	茨木市	17	1	16		地区、校区							高槻市 (柳川)	
	高槻市	4	2	3	2	地域、地区	9		榎田出灰■	榎田中畑■	榎田杉生■	榎田田能■		
									榎田二料■	霊山寺町■	萩谷月見台■	川久保■		
									萩谷■					
	島本町	3		3	3	地区	1		※高浜西●					
吹田市	1		1		警戒区域									
摂津市	13	13			地区									
北河内	枚方市	23	1	22		地区	1		三栗渚園●				枚方市 (三栗渚園)	
	交野市	18		18	1	地区								
	寝屋川市	12		12		地区								
	守口市													
	門真市	1	1			校区								
	四條畷市	14	4	10		地区								
	大東市	9		9		地区								
中河内	東大阪市	24	4	22		地区、校区							八尾市	
	八尾市	29	3	29	3	校区								
	柏原市	3		3		地区								
南河内	松原市												河南町 (弘川地区、持尾地区)	
	羽曳野市	7	1	7	3	校区	1		恵我之荘●					
	藤井寺市													
	太子町	7	1	7		地区								
	河南町	16		16	10	地区	5		下河内■	平石■	上河内■	青崩■		
									大宝4、5丁目■					
	千早赤阪村	10		10		地区	1		上東阪■					
	富田林市	33	16	25	3	地区								
大阪狭山市	4		4	2	校区									
河内長野市	21		21	2	地区、校区									
泉北	堺市	27		27		地区、校区							和泉市 2町会 (三林町、尾井町) 12地区は令和4年度へ	
	和泉市	39	9	39	6	地区	2		府中町●	尾井町●				
	高石市							9		※富之里●	※13区東羽衣●	※平坂荘園●		※8区●
										※自由ヶ丘●	※綾井南海住宅●	※大一●		※5区●
										※13区				
泉大津市						1		河原町●						
忠岡町														
泉南	岸和田市	17	1	16	2	地区							泉佐野市 18地区（郷田町、岡本町、榎井西町、羽倉崎町、松原町、松原団地、笠松町、野出町、元町、西本町、春日町、新町、榎井東町、鶴原町、中庄、上瓦屋、下瓦屋、湊）	
	貝塚市	15		15	3	地区	2	1	二色旭住宅★	馬場●■	※三ヶ山■			
	熊取町	12		12	4	地区	2		大久保●	大宮■				
	泉佐野市	9	5	4	4	地区	18		鶴原地区●★	下瓦屋●★	湊●★	上瓦屋●		
									中庄●	郷田町●	岡本町●	榎井西町●		
									羽倉崎町●★	松原町●★	松原団地●★	笠松町●★		
									野出町●★	元町●★	西本町●★	春日町●★		
	田尻町	1	1	1		地区			新町●★	榎井東町●				
泉南市	2		2		地区									
阪南市	23		23	15	地区									
岬町	27	1	27		地区									
地区数合計		525	97	484	140		48	11	〔～R2年度〕26地区 + 〔R3年度〕22地区 = 〔計〕48地区 作成済				38	

※洪水を対象とした地区単位HMはH29.5時点の集計 作成済（重複あり） 洪水（●） 26地区
 ※土砂災害を対象とした地区単位HMはR3.5時点の集計 土砂（■） 23地区
 高潮（★） 13地区

1 背景・経過

- 平成21年7月 山口豪雨災害
 - 土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲
- 平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害
 - 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲
- 平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け**
- 令和2年7月 豪雨災害
 - 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



山口県防府市 (ライファア高砂)



岩手県岩泉町 (楽ん楽ん)



熊本県球磨村 (千寿園)

2 法令の概要

- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正
 - ⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正
 - ⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化
 - ⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



3 進捗状況

■大阪府内の作成状況（令和4年3月末時点）

	水防法（洪水）	水防法（高潮）	土砂法
対象施設数	9,525	3,240	354
作成済み	9,287	3,240	323
作成率	97.5%	100.0%	91.2%

※対象施設数は、令和3年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

【参考】全国平均（令和3年9月末時点）
水防法（洪水）：73.7%
土砂法：74.1%

4 作成促進に向けた取り組み（これまで）

■市町村が開催する講習会における技術的支援



■解説動画の紹介



※コロナ禍での作成支援ツール

5 今後の展開

- 避難確保計画作成の推進
 - 計画未作成の施設や新たに対象となる施設に対して計画作成を促進
 - 講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続
- 地域防災計画への適切な施設の位置づけ
 - 地域防災計画への位置付けができていない市町村においては速やかな位置付けを依頼
- 避難訓練の実施促進による取組の強化
 - 訓練実施、訓練結果報告について、施設への依頼文書発出を市町村へ依頼
 - モデルとなる施設での避難訓練実施支援、訓練事例を協議会等で紹介

これらの取組を大阪府も支援

令和4年度 要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練について

1) 避難確保計画の作成について

- ・令和3年度末における避難確保計画の作成率は、府内全体で約97%。
- ・引き続き、現在未作成の施設や、今後新たに対象となる施設に対し、計画作成を促進。
※講習会の開催、電話での依頼、個別訪問、作成依頼文書の発出などの取組の継続をお願いします。
- ・正当な理由なく作成の指示に従わない場合、その旨を公表できる制度の活用も含め、施設との調整をお願いします。（依頼文書に公表について記載するなど）

2) 地域防災計画の改定について

- ・適切な時期に地域防災計画を改定し、遅滞なく要配慮者利用施設の位置付けをお願いします。
- ・地域防災計画の改定が先となる場合、対象施設に対して避難確保計画の作成指導を進めて下さい。
(施設管理者に、予め依頼文の発出)

3) 避難訓練の実施と結果報告について

- ・令和3年5月の水防法・土砂災害防止法の改正により、避難訓練の報告が義務化。
※避難訓練は年1回以上実施し、実施後概ね1ヶ月を目安に訓練結果を市町村長に報告。
- ・施設管理者に対し、**避難訓練の実施及び訓練結果の報告について周知・依頼**をお願いします。

(水ビジョンver) 水防法及び土砂法に基づく避難確保計画の作成状況 (暫定値)

令和4年3月末時点

市町村別	水防法(洪水浸水想定区域)				水防法(高潮浸水想定区域)				土砂法(土砂災害警戒区域)			
	対象 施設数*	計画作成 済み	作成率		対象 施設数*	計画作成 済み	作成率		対象 施設数*	計画作成 済み	作成率	
			市町村別	地域別			市町村別	地域別			市町村別	地域別
全体 (大阪府)	9,525	9,287	97.5%		3,240	3,240	100.0%		354	323	91.2%	
大阪市	4,672	4,672	100.0%	100.0%	3,146	3,146	100.0%	100.0%				
能勢町	1	1	100.0%	100.0%					11	11	100.0%	83.7%
豊能町	0	0	-						4	4	100.0%	
池田市	40	40	100.0%						20	14	70.0%	
箕面市	0	0	-						10	10	100.0%	
豊中市	162	162	100.0%		0	0	-		4	2	50.0%	
茨木市	280	280	100.0%	99.6%					4	4	100.0%	88.6%
高槻市	454	452	99.6%						21	18	85.7%	
島本町	28	28	100.0%						9	9	100.0%	
吹田市	124	124	100.0%		0	0	-		1	0	0.0%	
摂津市	76	74	97.4%									
枚方市	323	307	95.0%	88.5%					22	22	100.0%	91.1%
交野市	27	24	88.9%						26	23	88.5%	
寝屋川市	344	219	63.7%						1	1	100.0%	
守口市	294	294	100.0%									
門真市	271	270	99.6%									
四條畷市	67	57	85.1%						5	4	80.0%	
大東市	50	47	94.0%						2	1	50.0%	
東大阪市	1,063	1,047	98.5%	95.9%					91	86	94.5%	92.0%
八尾市	477	431	90.4%						23	17	73.9%	
柏原市	74	70	94.6%						24	24	100.0%	
松原市	100	100	100.0%	96.2%								94.2%
羽曳野市	36	36	100.0%						0	0	-	
藤井寺市	52	45	86.5%									
太子町	0	0	-						5	2	40.0%	
河南町	1	1	100.0%						0	0	-	
千早赤阪村	0	0	-						0	0	-	
富田林市	1	1	100.0%						9	9	100.0%	
大阪狭山市	0	0	-						0	0	-	
河内長野市	48	46	95.8%						38	38	100.0%	
堺市	282	282	100.0%	99.8%	0	0	-	100.0%	8	8	100.0%	100.0%
和泉市	13	13	100.0%		0	0	-		1	1	100.0%	
高石市	57	56	98.2%		57	57	100.0%					
泉大津市	31	31	100.0%		0	0	-					
忠岡町	35	35	100.0%		8	8	100.0%					
岸和田市	19	19	100.0%	100.0%	0	0	-	100.0%	2	2	100.0%	100.0%
貝塚市	12	12	100.0%		20	20	100.0%		4	4	100.0%	
熊取町	0	0	-						0	0	-	
泉佐野市	1	1	100.0%		0	0	-		7	7	100.0%	
田尻町	10	10	100.0%		9	9	100.0%					
泉南市	0	0	-		0	0	-		2	2	100.0%	
阪南市	0	0	-		0	0	-		0	0	-	
岬町	0	0	-		0	0	-		0	0	-	

*対象施設数は、令和3年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

(通常ver) 水防法及び土砂法に基づく避難確保計画作成・避難訓練実施状況 (暫定値)

令和4年3月末時点

市町村別	水防法(洪水浸水想定区域)						水防法(高潮浸水想定区域)						土砂法(土砂災害警戒区域)					
	避難確保計画		避難訓練		避難確保計画		避難訓練		避難確保計画		避難訓練		避難確保計画		避難訓練			
	対象施設数*	計画作成済み	作成率	市町村別	地域別	訓練実施済み	実施率	市町村別	地域別	対象施設数*	計画作成済み	作成率	市町村別	地域別	訓練実施済み	実施率	市町村別	地域別
全体(大阪府)	10,583	9,700	91.7%	1,822	17.2%	4,021	3,619	90.0%	195	4.8%	354	323	91.2%	73	20.6%			
大阪市	5,195	4,922	94.7%	152	2.9%	3,415	3,273	95.8%	109	3.2%		11	100.0%	0	0.0%			
能勢町	1	1	100.0%	0	0.0%							4	100.0%	1	25.0%			
豊能町	0	0	-	0	-							20	14	70.0%	14	70.0%		30.6%
池田市	77	41	53.2%	41	53.2%			100.0%				10	10	100.0%	0	0.0%		
箕面市	0	0	-	0	-						4	2	50.0%	0	0.0%			
豊中市	261	260	99.6%	90	34.5%	201	201	100.0%	74	36.8%		4	4	100.0%	0	0%		
茨木市	280	280	100.0%	134	47.9%						21	18	85.7%	2	10%			
高槻市	470	452	96.2%	227	48.3%						9	9	100.0%	0	0%			5.7%
島本町	28	28	100.0%	0	0.0%	0	0	-			1	0	0.0%	0	0%			
吹田市	206	122	59.2%	0	0.0%						22	22	100.0%	7	32%			
摂津市	76	74	97.4%	15	19.7%						26	23	88.5%	0	0%			
枚方市	334	307	91.9%	25	7.5%						1	1	100.0%	0	0%			16.1%
交野市	27	24	88.9%	0	0.0%						5	4	80.0%	2	40%			
寝屋川市	344	219	63.7%	169	49.1%			35.2%			2	1	50.0%	0	0%			
守口市	294	294	100.0%	243	82.7%						91	86	94.5%	35	38%			29.0%
門真市	271	270	99.6%	27	10.0%						23	17	73.9%	5	22%			
四條畷市	74	57	77.0%	9	12.2%						24	24	100.0%	0	0%			
大東市	50	47	94.0%	17	34.0%						0	0	-	0	-			
東大阪市	1,097	1,073	97.8%	332	30.3%						0	0	-	0	-			
八尾市	526	452	85.9%	251	47.7%			34.4%			5	4	80.0%	2	40%			
柏原市	74	70	94.6%	0	0.0%						0	0	-	0	-			0.0%
松原市	100	100	100.0%	1	1.0%						0	0	-	0	-			
羽曳野市	36	36	100.0%	11	30.6%						5	2	40.0%	0	0%			
藤井寺市	52	45	86.5%	2	3.8%						0	0	-	0	-			
太子町	0	0	-	0	-						0	0	-	0	-			
河南町	1	1	100.0%	0	0.0%			5.7%			0	0	-	0	-			
千早赤阪村	0	0	-	0	-						9	9	100.0%	0	0%			
富田林市	1	1	100.0%	0	0.0%						0	0	-	0	-			
大塚狭山市	8	0	0.0%	0	0.0%						0	0	-	0	-			
河内長野市	48	46	95.8%	0	0.0%						38	38	100.0%	0	0%			
堺市	396	301	76.0%	59	14.9%	309	51	16.5%			8	8	100.0%	0	0%			
和泉市	91	13	14.3%	0	0.0%	2	0	0.0%			1	1	100.0%	0	0%			
高石市	57	56	98.2%	0	0.0%	57	57	100.0%			0	0	-	0	-			0.0%
泉大津市	31	31	100.0%	7	22.6%	0	0	-			0	0	-	0	-			
忠岡町	35	35	100.0%	0	0.0%	8	8	100.0%			0	0	-	0	-			
岸和田市	19	19	100.0%	10	52.6%	0	0	-			2	2	100.0%	0	0%			
貝塚市	12	12	100.0%	0	0.0%	20	20	100.0%			4	4	100.0%	0	0%			
熊取町	0	0	-	0	-						0	0	-	0	-			
泉佐野市	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	-			0	0	-	0	-			0.0%
田尻町	10	10	100.0%	0	0.0%	9	9	100.0%			0	0	-	0	-			46.7%
泉南市	0	0	-	0	-	0	0	-			2	2	100.0%	2	100%			
阪南市	0	0	-	0	-	0	0	-			0	0	-	0	-			
岬町	0	0	-	0	-	0	0	-			0	0	-	0	-			

*対象施設数は、令和4年3月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

● 背景と主旨

水防法に基づき、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定する河川以外において、河川氾濫による浸水被害が発生しており、**リスク情報空白域における適切な洪水浸水リスクの提供が課題**となっている。

このような背景と主旨から**令和3年7月に水防法が改正**され、**洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象があり、雨量、水位情報等が入手可能な全ての河川流域に拡大**※1となった。

(防御対象：住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路等)

指定対象施設	指定
住宅	○
要配慮者利用施設	○
居住、滞在する建築物	○
避難路	○
避難施設	○
その他避難の用に供する施設	△

● 大阪府のこれまでの取り組み

平成17年度～（水防法での取り組み）

洪水予報河川・水位周知河川での計画規模（1/100）の浸水想定区域の公表・指定 <計39河川>

平成22～24年度（府管理河川でのリスク周知）・・・リスク情報空白地帯は解消

全154河川全区间で洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200） <154河川>

平成27年度～令和3年度（水防法改正及びリスク周知の更新）

水防法改正に伴い、想定最大規模の洪水浸水想定区域図（1/100、L2）及びリスク図の更新（1/10、1/30、1/100、L2） <154河川>

● 洪水浸水想定区域の改正内容（水防法第14条）

(従来の対象河川)

洪水により相当な損害が起こる重要な河川

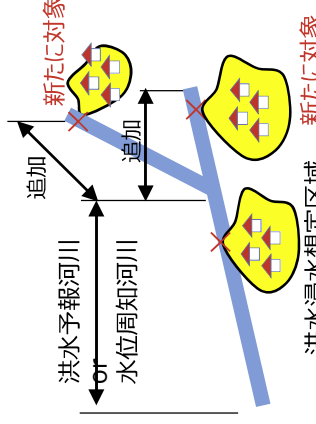
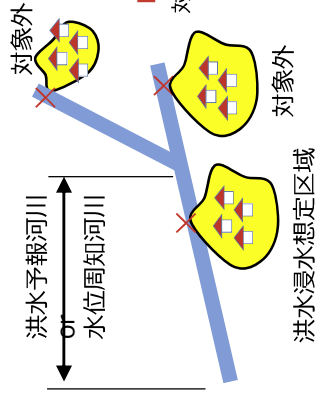
- 洪水予報河川 } 水位の通知義務あり
- 水位周知河川 }

改正

(改正後の対象河川)

防御対象があり、水位情報が入手可能な全ての河川

- 洪水予報河川 } 水位の通知義務あり
- 水位周知河川 }
- その他河川※1 } 水位の通知義務なし



● 市町村の責務（水防法第15条）

・浸水想定区域ごとに地域防災計画に以下を記載

- ①洪水に関する情報の伝達方法（一部改正：洪水等に関する情報※2）
 - ②避難施設、避難路等に関する事項
 - ③市町村が行う避難訓練の実施に関する事項
 - ④地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地
 - ⑤その他避難確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域を示した印刷物（ハザードマップ）の作成・配布

※2 人的災害を生ずるおそれがある洪水等に関する情報

雨量、当該河川の水位、その他の情報

☞ 河川管理者が取得する水位情報のほか、

気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キキクル）

● 大阪府の方針

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

●大阪府の方針

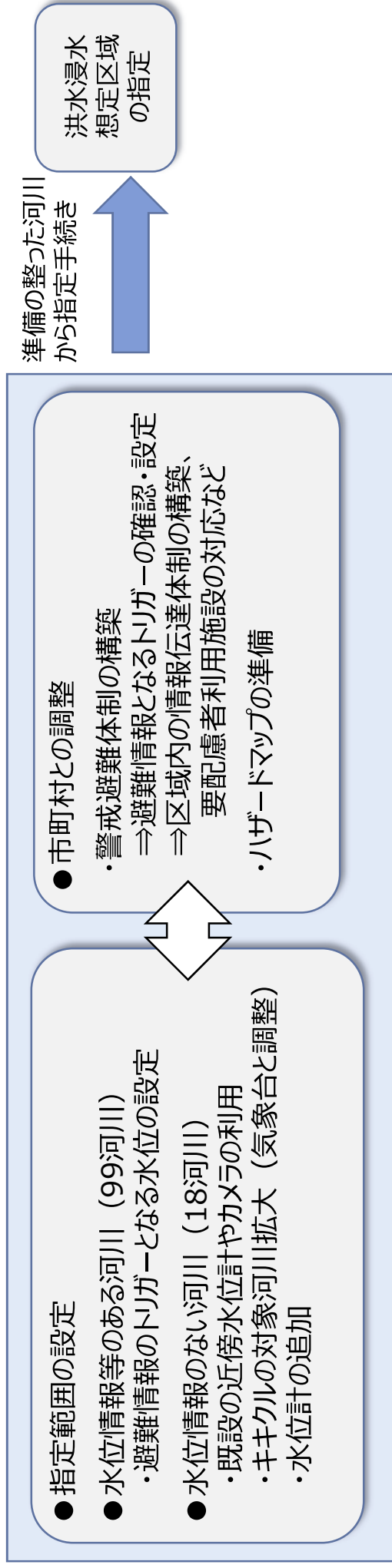
(基本方針)

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

(指定条件)

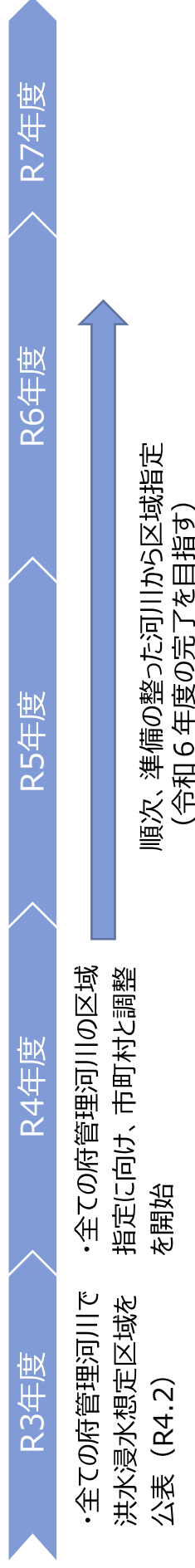
- ・想定最大規模降雨（L2）による浸水想定区域図の作成 ⇒ 令和3年度完了
- ・当該河川の水位情報等の提供（水位計等、キキクル）

(指定に向けた進め方)



(指定のスケジュール)

<国の方針：令和7年度までに指定完了>



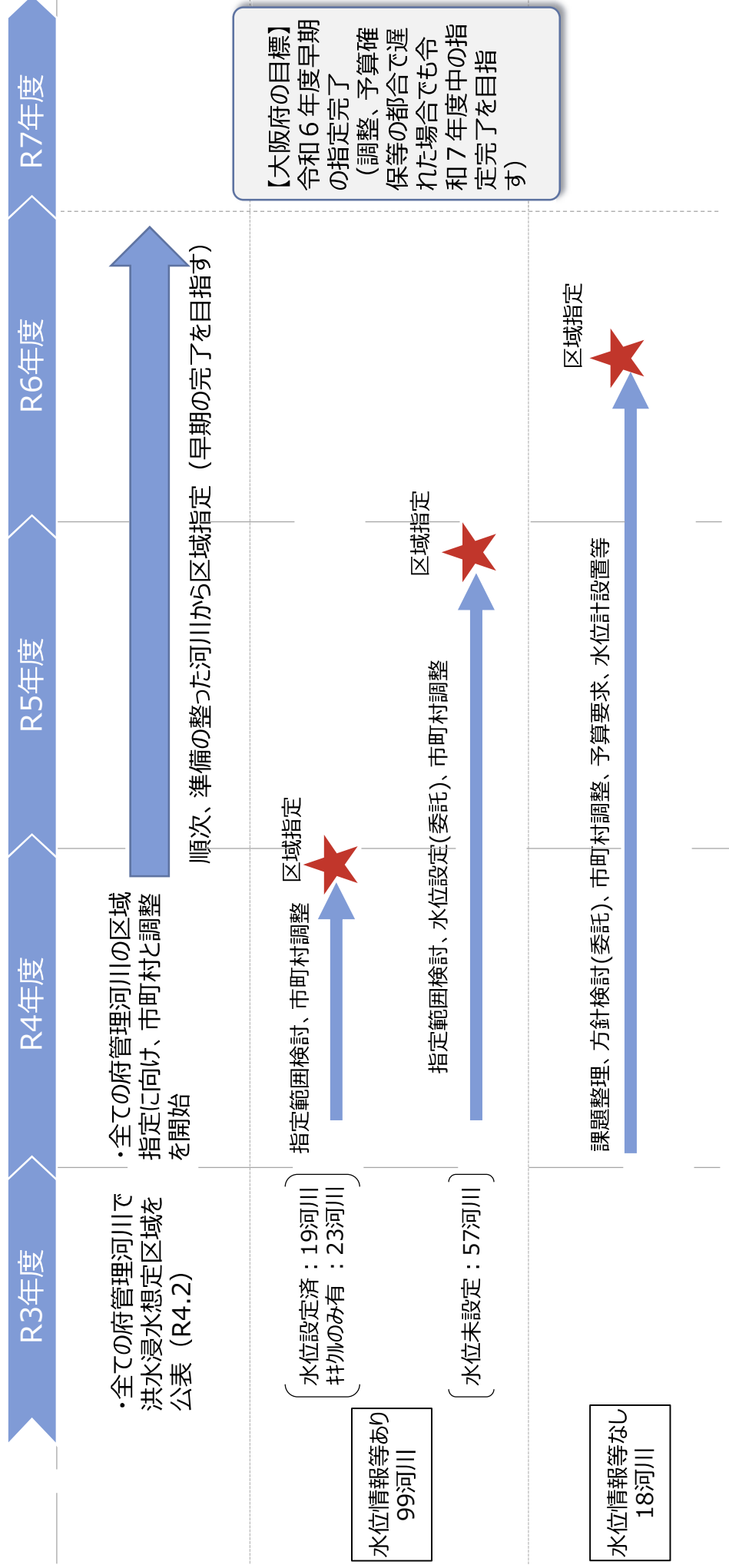
対象河川	条件	浸水想定区域未指定区域あり	水位情報
洪水予報河川（39） 水位周知河川		26	あり 26※3
その他河川（115）		91	あり 73※4 なし 18

※3 洪水予報・水位周知対象区間外は別途

※4 水位計設置河川：50 キキクルのみ：23

水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

● 指定に向けたスケジュール <国の方針：令和7年度までに指定完了>



対象河川	条件	浸水想定区域 未指定区域あり	水位情報
洪水予報河川 水位周知河川	(39)	26	あり 26※3
その他河川	(115)	91	あり 73※4 なし 18

※3 洪水予報・水位周知対象区間外は別途

※4 水位計設置河川：50 キヤクルのみ：23

水防災情報システムの再整備について

令和4年5月 大阪府 河川室

資料10

今後の展開

- ・令和4年6月より内部向け暫定運用：新システムの監視機能が使用可能（ID、パスワードは別途送付予定）
- ・令和4年12月より一般向け試行運用：広報実施、所内研修（事前に説明会開催）⇒令和5年4月より本格運用（旧システムは3月末で終了）

水防従事者（本部・事務所）向け

見逃さない

※1分周期の水位データ取得

- ◎ **施設操作のポップアップ**
水防警報等だけでなく施設操作のタイミングについて、条件を満たせばポップアップ等で通知の上、様式を自動作成
- ・ **専用端末以外でも詳細な監視が可能**
職員端末等でも専用端末と同等の画面が確認可能で、専用端末監視者以外の目でも詳細な情報が監視できる（指令等の発令は誤送信を防止するため専用端末のみを想定）
- ◎ **水防警報、施設操作指令の発表状況などを一目で監視**
途中で水防に参加しても状況がすぐ分かる
- ・ **地図上で危険な箇所のみアイコンを表示する**
見たい場所を絞って監視

迷わない

- ・ **地図上で河川網図を描画**
河川名の表示・危険な河川の色を変える。また河川名を表示する。
- ・ **観測局の検索機能**
地図上で観測局の検索ができ、土地勘がなくても場所が分かる
- ◎ **状況の変化に応じたポップアップ機能**
ポップアップの文言や画面遷移で次にやるべきことを表示
- ・ **付箋機能**
GIS上に自由にメモを貼り付け共有可能。どこで何があったか一目で分かる。
- ・ **共有フォルダ**
日誌や様式集、マニュアル集などを保存できる共有フォルダを実装し、必要な時に必要なファイルを容易に探し出せる

使いやすい

- ・ **データダウンロード機能**
観測データ（水位・潮位・雨量）等をCSV形式でいつでもダウンロード可能。またカメラ画像もダウンロード可能
- ◎ **着信確認の効率化**
水防警報等の着信確認について、専用端末同士ではクリックが可能。専用端末がなくても、市町村等でメール環境があれば、リンクをクリックすることで対応可能
- ◎ **水防日誌の効率化**
雨量情報や施設操作などシステムで取得できる情報は自動で入力し、手入力の時間を削減
- ・ **情報の一元化**
土砂災害メッシュ、降雨ウエキャストや洪水リスク表示図等を地図上に表示することで複数のシステムを一元監視

画面上に自由にメモを貼り付け（写真登録も可能）

観測局の絞り込み、検索が可能

水位グラフは予測水位も表示できる（雨量も重ね合わせて表示可能）

共通ヘッドでやるべき作業が残っている場合、一目でわかる

ホワイトボードで記載していた情報（水防警報・施設操作指令等）を自動で表示

地図上のアイコンクリックで観測状況をダイアログ表示。詳細情報はサイドメニューで確認

観測局名	観測項目	観測値	警報	備考
1. 大田川	水位	11.85	警戒	
2. 大田川	雨量	10.15	警戒	
3. 大田川	水位	11.85	警戒	
4. 大田川	雨量	10.15	警戒	
5. 大田川	水位	11.85	警戒	
6. 大田川	雨量	10.15	警戒	
7. 大田川	水位	11.85	警戒	
8. 大田川	雨量	10.15	警戒	
9. 大田川	水位	11.85	警戒	
10. 大田川	雨量	10.15	警戒	

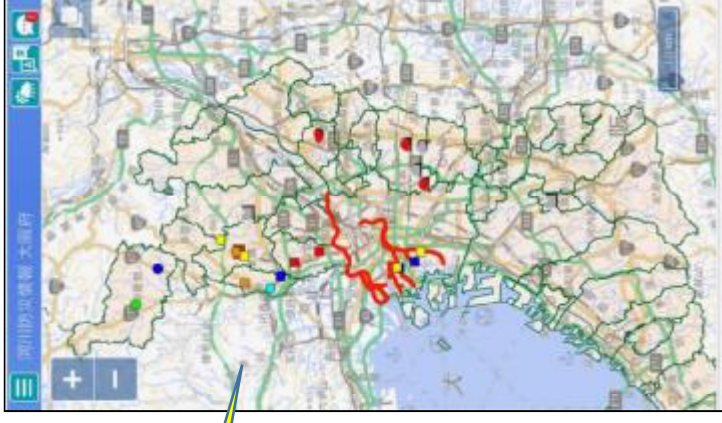
水防災情報システムの再整備について

一般利用者向け（スマホ等）

分かりやすい・逃げやすい

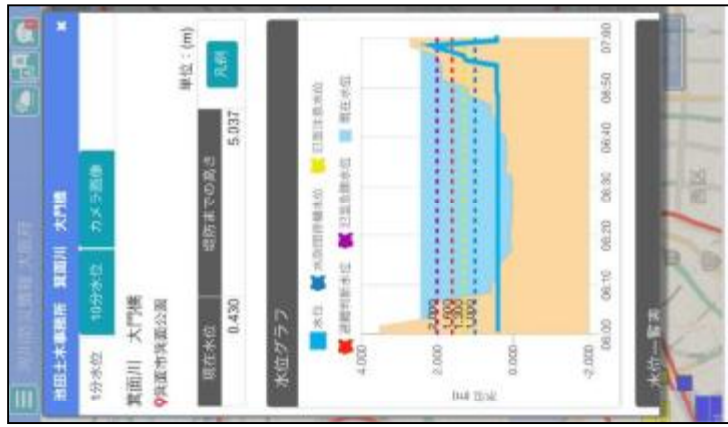
自分のいる場所の状況と逃げる方向がすぐわかる

- ・スマホなど**位置情報**を用いた周辺状況の把握
- ・水位に応じ**河川の色**を変化 → 洪水予報は今後の水位予測も分かる
- ・**カメラ画像**の表示
- ・日本語、英語の**二か国語**表示
- ・**避難所**の表示



TOP画面で自分の位置、周囲の河川状況、開設された避難所の位置が一目で分かるようにする（鉄扉の開閉状況も分かる）

地図上のアイコンをクリックすることでそれぞれの概要がダイアログで表示される（いちいち地図画面に戻ることなく、確認できる）



時間	水位 (m)
07/14 09:50 現在	2,000 m
07/14 10:20 予測	2,200 m
07/14 10:50 予測	2,400 m
07/14 11:20 予測	2,500 m
07/14 11:50 予測	2,500 m

色の変わった河川をクリックすると、洪水予報がある場合は、その情報が確認できる



防災気象情報の改善策と取組

* 本資料に記載している内容について不明な点等ございましたら、大阪管区気象台
予報課までお問合せください。

必要であれば訪問等により解説を行うこともできますので、よろしくお願いします。

2022年5月
大阪管区気象台

はじめに 「防災気象情報の改善策と推進すべき取組」

気象庁は、昨年度は「防災気象情報の伝え方に関する検討会」を開催し、防災気象情報の伝え方について課題を整理し、様々な改善を行ってきました。今年度からは、シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向け、防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の技術的な見直し、受け手側の立場に立った情報への改善などの検討事項を中心に議論を行うため、「防災気象情報に関する検討会」を開催しています。

今回は、気象庁が検討会での課題を受けて、令和3年度に実施した防災気象情報の改善事項と令和4年度に実施する取組についてお知らせします。

* すべての改善事項を掲載しているわけではありません。

* ここに記載している実施予定日は資料作成時のもので後日変更になることがあります。

令和3年度の防災気象情報の改善の取組 その1

顕著な大雨に関する情報（線状降水帯がもたらす降り続く顕著な大雨への注意喚起）

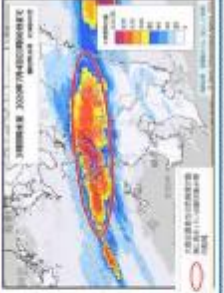
顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。（令和3年6月～）

顕著な大雨に関する情報

顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）とは、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

気象庁ホームページで線状降水帯を表示



「雨雲の動き」は今後の雨止に雨雲で線状降水帯を伴って降ります。

（気象庁ホームページ）

顕著な台風等が接近した際の呼びかけ方の改善

大雨や暴風等によってどのような災害が想定されるかがより伝わるよう、平時と緊急時で起こりうる災害の伝え方を変えるなど、状況に応じた効果的なタイミングで解説を一層強化。

「特別警報級の台風」という表現を使用する場合は、大雨や暴風等によってどのような災害が想定されるかがより伝わるよう解説を一層強化。（令和3年出水期～）

① 主な災害時に和歌山と播磨を例示



和歌山県中津川町 中津川町 中津川町
和歌山県中津川町 中津川町 中津川町
和歌山県中津川町 中津川町 中津川町

② 風速によって起こり得る災害を解説

風速	災害
10m/s以上	暴風による被害
15m/s以上	暴風による被害
20m/s以上	暴風による被害
25m/s以上	暴風による被害
30m/s以上	暴風による被害
35m/s以上	暴風による被害
40m/s以上	暴風による被害
45m/s以上	暴風による被害
50m/s以上	暴風による被害
55m/s以上	暴風による被害
60m/s以上	暴風による被害
65m/s以上	暴風による被害
70m/s以上	暴風による被害
75m/s以上	暴風による被害
80m/s以上	暴風による被害
85m/s以上	暴風による被害
90m/s以上	暴風による被害
95m/s以上	暴風による被害
100m/s以上	暴風による被害

記録的短時間大雨情報の改善

記録的短時間大雨情報を、当該市町村でキクルで「非常に危険」（警戒レベル4相当）以上が出現し、記録的短時間大雨情報の基準に到達したときのみ発表することで、災害発生危険度が急激に上昇し、速やかな安全確保が必要な状況となっていることを適切に伝えられるように改善。（令和3年6月～）

令和元年11月12日の胆振地方の例

胆振地方
記録的短時間大雨情報発表



00時10分

胆振地方
記録的短時間大雨情報発表



00時10分

胆振地方
記録的短時間大雨情報発表

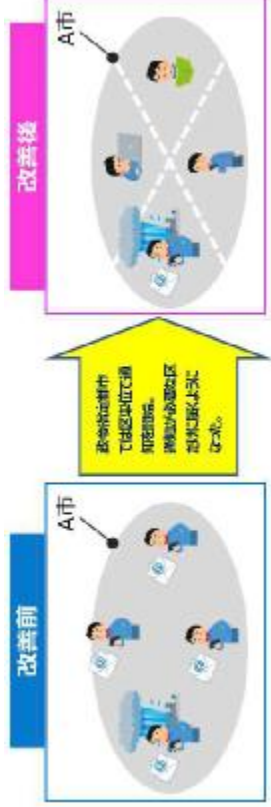


00時10分

キクル「危険度分布」の危険度を発表条件に加えることで、災害発生危険度が急激に上昇し、速やかな安全確保が必要な状況となっていることが伝わるように改善。

キクル通知サービスの細分化

住民の自主的な避難の判断によりつながるよう、キクル「危険度分布」の通知サービスについて、政令指定都市については、よりきめ細かい区単位でも通知を開始。（令和3年6月～）



令和3年度の防災気象情報の改善の取組 その2

大雨特別警報（土砂災害）指標の改善

大雨特別警報（土砂災害）の長時間指標と短時間指標を統一し、警報、土砂災害警戒情報で使用している土壌雨量数を使用するように改善。
(令和3年6月～)

発表指標	50年に、目の積り		危険度分和の指標(指標)	
	48時間雨量数	1時間雨量数	土砂災害(深さ)	新なり根まで土砂災害
土砂災害	50mm	>20mm	出現	出現
浸水警	50mm	50mm	出現	出現
土砂災害	50mm	10mm	出現	出現

令和2年 7月30日～
長時間指標と短時間指標の統一
令和3年 6月8日～

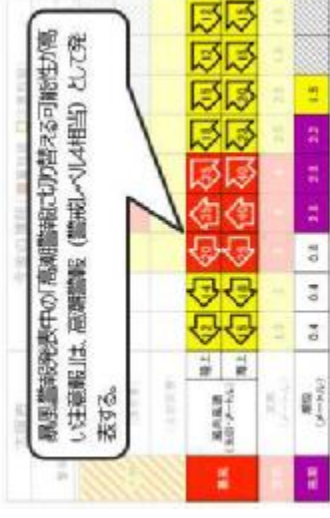
気象庁ホームページが使いやすくなりました

表示の見やすさ、操作しやすさを重視（スマートフォン表示にも対応）。トップページの分かりやすい場所からワンクリックで、地域の防災ページに移。当該地域に発表中の防災情報が一目で分かるようにアイコン表示するとともに、様々な情報を1ページにまとめて表示。要素は、利用者が独自にカスタマイズ可能。



警戒レベルと対応した高潮警報に改善

自治体や住民が高潮警報のみで避難が必要とされる警戒レベル4に相当しているかを判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報」に切り替える可能性が高い注意報は、高潮警報（警戒レベル4相当）として発表する。
(令和3年6月～)



高潮からの避難が必要な状況であることがより明確に伝わるようになり、より安全なタイミングで住民が避難することが可能に。

熱中症警戒アラートの運用開始

気象庁と環境省は、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促す「熱中症警戒アラート」を運用を開始。
(令和3年4月～)

環境省 × 気象庁
熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発せられ、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 利用方法
環境省のスマートフォンアプリ「熱中症警戒アラート」をダウンロードし、利用開始。また、気象庁のウェブサイトでも利用可能。

2. 警戒アラートの発令
環境省と気象庁が連携し、暑熱環境が予測される地域に警戒アラートを発令する。警戒アラートが発令されると、スマートフォンアプリやウェブサイト上でアラートが表示される。

3. 警戒アラートの効果
国民の熱中症予防意識を高め、熱中症の発生を抑制する。また、暑熱環境が予測される地域に警戒アラートが発令されると、国民の熱中症予防行動が促進される。

令和4年出水期における防災気象情報の改善について

主な取組の紹介

1. 高潮の早期注意情報の運用開始
2. キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合
3. 大雨特別警報（浸水害）の指標の改善
4. 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

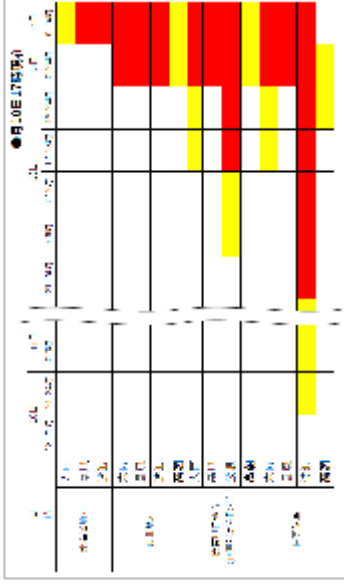
1. 高潮の早期注意情報の運用開始

令和4年8月～
改善予定

- 台風が存在する場合にのみ発表していた高潮の警報級の可能性を、早期注意情報（警報級の可能性）として毎日発表するように改善
- 気象庁ホームページの「警報・注意報」のページに各地の高潮の早期注意情報を掲載
- これらの改善を令和4年8月下旬に実施予定

現状

台風時



5日先までの高潮の警報級の可能性を、図形式の気象情報等により、バーチャートで発表。

台風時以外



(高潮の警報級の可能性発表なし)

運用開始後

- ✓ 台風が存在するかどうかにかかわらず、毎日、高潮の早期注意情報（警報級の可能性）を発表。

東京近海早期注意情報（警報級の可能性）
令和4年8月12日11時 気象庁 発表

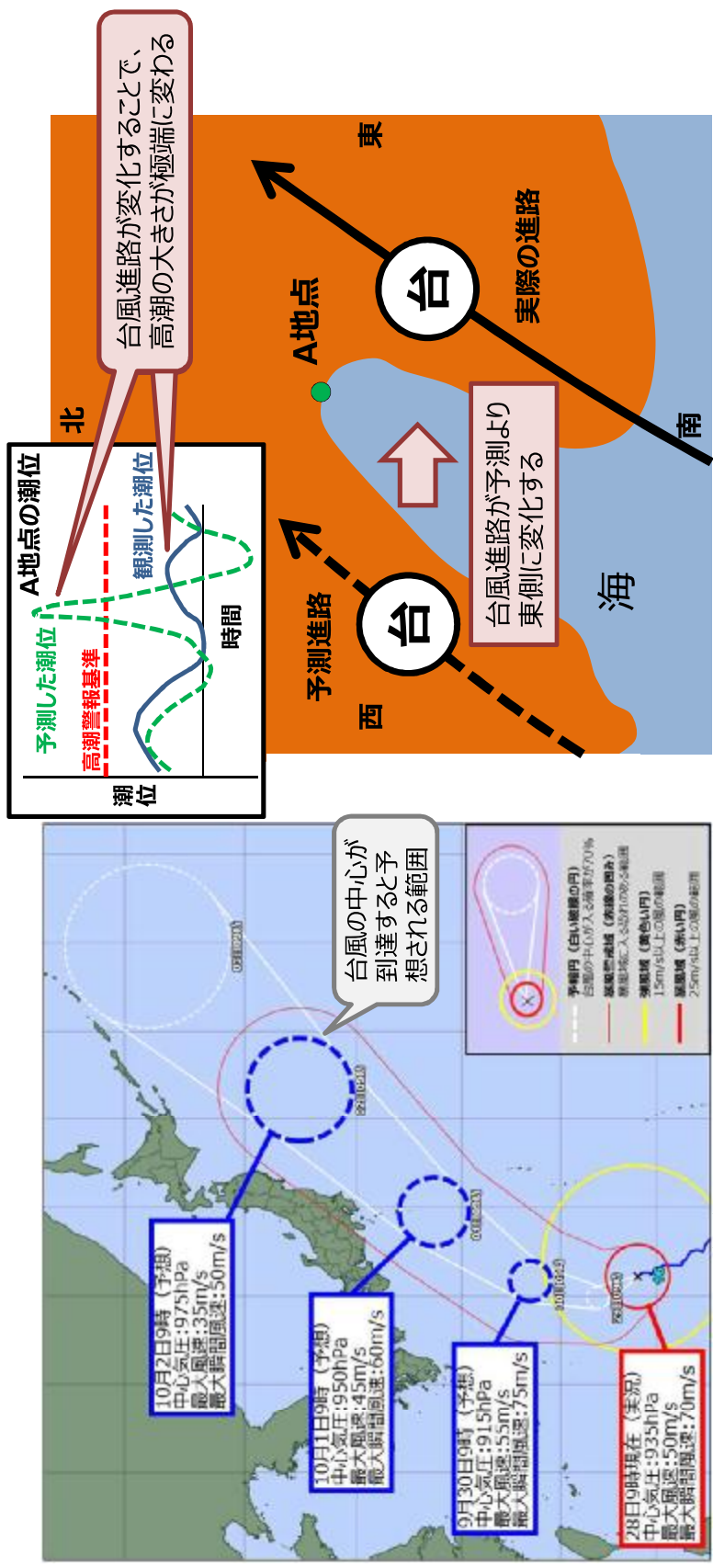
東京近海各地	12月		13日		14日		15日		16日		17日	
	12-18	12-24	00-00	00-12	00-00	00-12	00-00	00-12	00-00	00-12	00-00	00-12
警報級の可能性	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
警報	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
注意	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
警報級の可能性	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
警報	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
注意	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
警報級の可能性	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
警報	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
注意	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

気象庁ホームページでの高潮の早期注意情報の掲載イメージ

1. 高潮の早期注意情報の運用開始

令和4年8月～
改善予定

- 高潮の大きさは台風進路のわずかな変化で極端に変わり、警報級の高潮が予測されても、その後の台風進路によっては実際には警報級の高潮とならない場合があります。
- このように高潮の量的予報は不確実性が大きいことから、早期注意情報の中で、高潮の量的予報の提供は行いません。
- 高潮の量的予報は最新の警報・注意報や気象情報などで確認してください。



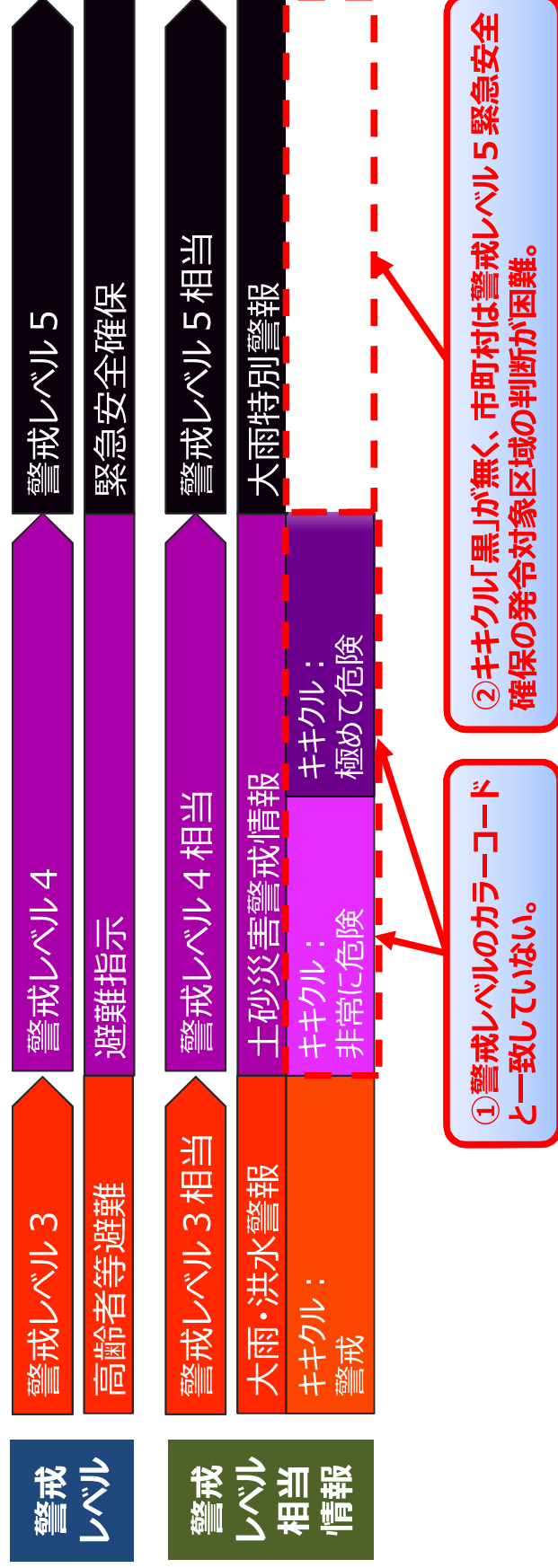
台風進路予報の例

台風進路の変化による高潮の大きさの変化

2. キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

令和4年6月30日～
改善予定

- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報が変更となったが、
 - ① 警戒レベルのカラーコードとキキクル（危険度分布）のカラーコードが一致していない。
 - ② 大雨特別警報は、市町村単位で発表されるが、市町村は警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の判断が困難。



※ 大雨特別警報（土砂災害）は、土砂キキクルの技術を活用した1km×1km毎の基準値は設定済みだが、大雨特別警報（浸水害）については、まだキキクルの技術を活用した1km×1km毎の基準値は未設定。

大雨・洪水警報の危険度分布について今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する危険度分布「黒」を新設するまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。（「避難情報に関するガイドライン」（内閣府））

2. キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

令和4年6月30日～
改善予定

警戒レベル4に相当するキキクル（危険度分布）は**紫**です

キキクルの色	警戒レベル
黒 災害切迫	5相当
紫 危険	4相当
赤 警戒	3相当
黄色 注意	2相当
白(水色)	-

これまでのキキクル	警戒レベル
濃い紫	-
うす紫	4相当
赤	3相当
黄色	2相当
白(水色)	-

特別警戒基準値超過を「黒」で表示

警戒レベル4の「紫」と一致

これまでのキキクル



質問1) キキクル「黒」が表示されていない場合は災害は発生しないの？

⇒そうではありません。「黒」は、大雨による災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、災害が発生する前にいつも出現するとは限りません。このため、「黒」を待つことなく、「紫」が出現した段階で、速やかに安全な場所に避難することが極めて重要です。

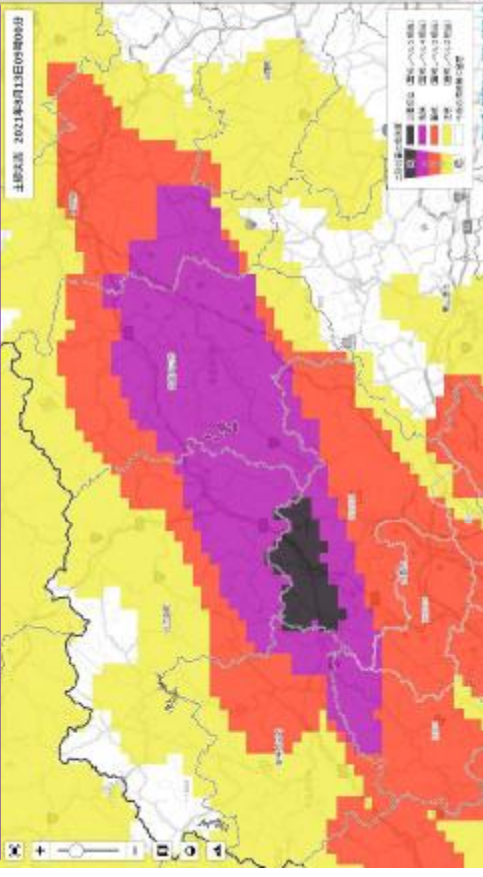
質問2) 市町村から発令される避難情報どう違うの？

⇒市町村から避難情報が発令された際には速やかに避難行動をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する紫や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する赤色が出現した際には、避難指示等が発令されていないくても、自主的に避難の判断をすることが重要です。

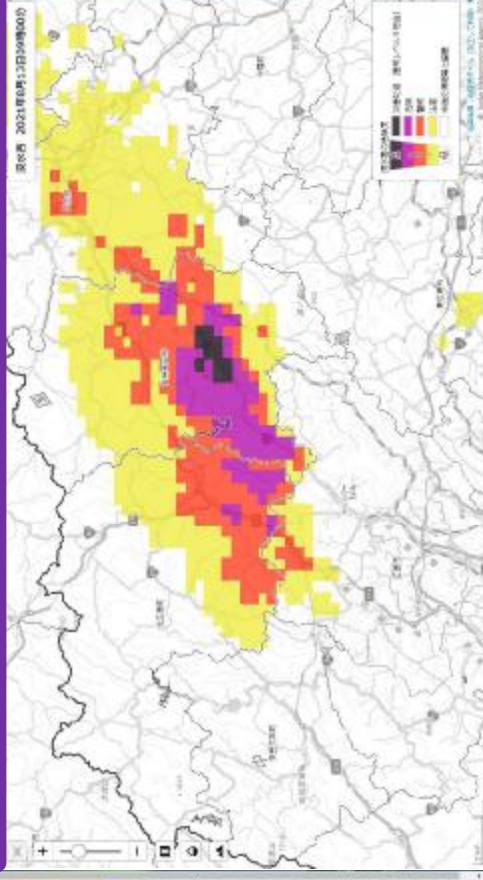
2. キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

令和4年6月30日～
改善予定

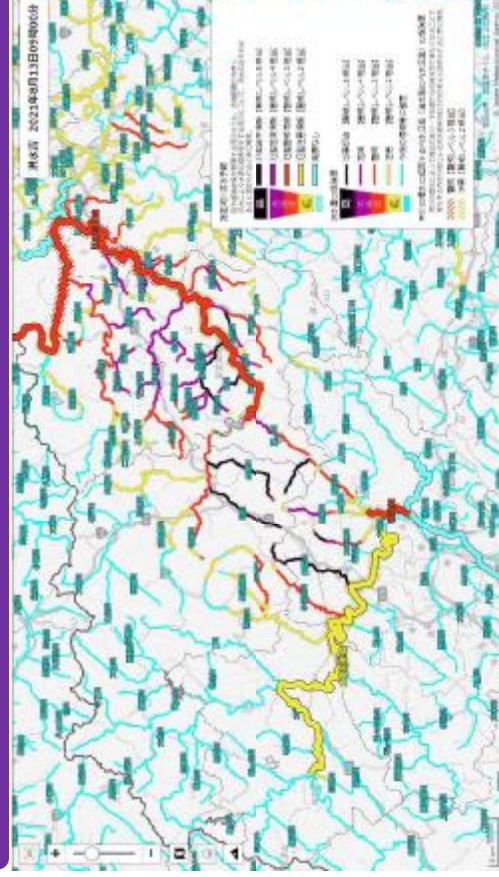
土砂キキクル



浸水キキクル



洪水キキクル



「黒」と「紫」の意味と住民等の行動例 ～土砂災害の例～

現状		改善後	
色が持つ意味	住民等の行動の例	色が持つ意味	住民等の行動の例
極めて危険	命の危険が及ぶ土砂災害がすでに発生している状況。	災害切迫 [5相当]※	命の危険が及ぶ土砂災害が切迫し、土砂災害が発生する可能性が高い状況。
非常に危険 (4相当)	命の危険が及ぶ土砂災害がすでに発生している状況。	危険 (4相当)	命の危険が及ぶ土砂災害が発生する可能性が高い状況。
非常に危険 (4相当)	命の危険が及ぶ土砂災害がすでに発生している状況。	危険 (4相当)	命の危険が及ぶ土砂災害が発生する可能性が高い状況。

「警戒」(赤)、「注意」(黄色)、「今後の警戒等に留意」(無色)については変更なし。

「災害切迫」(黒)は、土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、土砂災害が発生する前にいつも出現するとは限らない。このため、「災害切迫」(黒)を待つことなく、「危険」(紫)が出現した段階で、速やかに安全な場所へ避難することが極めて重要である。

2. キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

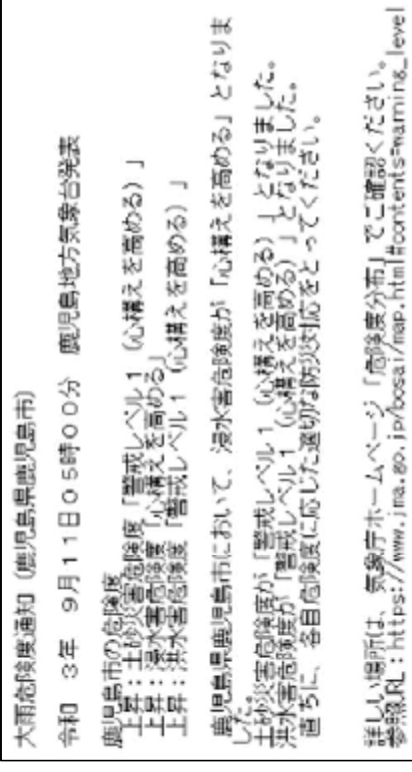
令和4年6月30日～
改善予定

防災情報提供システムのメール通知もキキクルの変更に対応

- 大雨時の防災対応に役立てていただくために、キキクル（危険度分布）の危険度の高まりを市町村単位で通知※する防災情報提供システムのメールを実施しています。
- このメール通知についても、キキクルの危険度の変更に対応します。

受信設定可能な条件

- **災害種別**
土砂災害、浸水害、洪水又はそれらを総合した危険度のうち、受信したいものだけを選択可能。
- **危険度**
早期注意情報以上、「注意」（黄色）以上、「警戒」（赤）以上、「危険」（紫）以上のいずれか。
- **配信対象地域**
二次細分区域単位又は一次細分区域単位で設定可能。



※ キキクル(危険度分布)の通知サービスについては、以下のリンク先のは、以下のリンク先の5つの事業者でも実施しています。各社のアプリ等の仕様により通知の条件が異なる場合がありますので、詳しくは各社の説明をご覧ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ame_push.html

3. 大雨特別警報（浸水害）の指標の改善

令和4年6月30日～
改善予定

＜改善のポイント＞ 警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、**災害発生との結びつきが強い「指数」を用いて大雨特別警報（浸水害）の新たな基準値を設定。**

＜改善前の課題＞

大雨特別警報（浸水害）を発表したが多大な被害までは生じなかった事例が多くみられる（例：平成26年8月の三重県の大雨事例、平成26年9月の北海道の大雨事例、平成29年7月の島根県の大雨事例）。

また、多大な被害が発生したにも関わらず、大雨特別警報（浸水害）の発表に至らなかった事例もみられる。

特別警報の 指標に用いる 基準値	大規模な浸水害を高い確度で適中でさせるよう指標、基準値を設定
中小河川氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように 流域雨量指数 の指標、基準値を設定	内水氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように 表面雨量指数 の指標、基準値を設定

洪水キキクル「災害切迫」（黒）の判定に用いる。

洪水キキクル「災害切迫」（黒）の判定に用いる。

- ✓ 大雨特別警報（浸水害）の対象地域を大幅に絞り込んだ発表が見込まれる。
- ✓ 島しょ部など狭い地域への発表も可能となる。
- ✓ 警戒レベル5相当の情報としての信頼度を高め、住民や自治体等の防災対応を強力に支援。

（参考）改善前の大雨特別警報（浸水害）の発表条件

以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、洪水キキクル又は浸水キキクルで5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に発表。

- ① 長時間指標 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km 格子が、ともに50格子以上まとまって出現。
- ② 短時間指標 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km 格子が、ともに10格子以上まとまって出現。

4. 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

令和4年6月1日～
開始予定

6月1日から、産学官連携で、スーパーコンピュータ「富岳」も活用し、世界最高レベルの技術を用いた線状降水帯予測を開始します。

<令和4年度の実施内容>

半日前からの予測情報の提供



線状降水帯による大雨について、
早めの避難につなげるため、たとえば、
「半日後に、九州北部で発生」といった
予測を開始。
(深夜や未明の状況を予想して、
明るいうちに避難の心構えを！)

水蒸気観測の強化と 集中観測の実施

- 観測機器の整備を強化・前倒し
- 産学官連携を活用し、大学や研究機関との連携による集中観測を実施



スーパーコンピュータ「富岳」 の活用

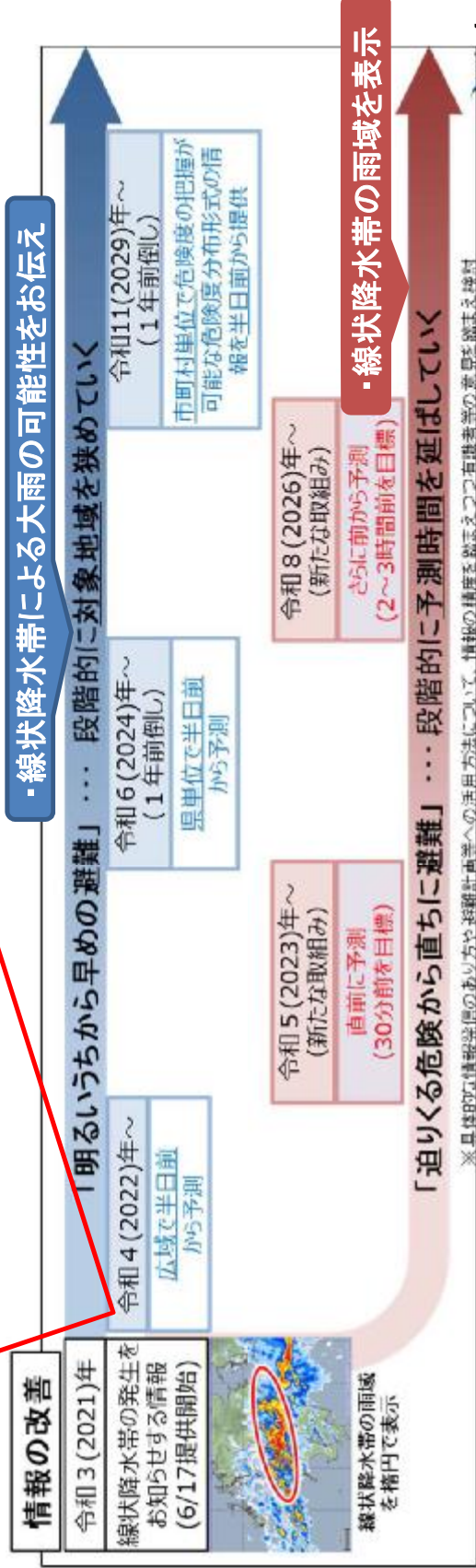
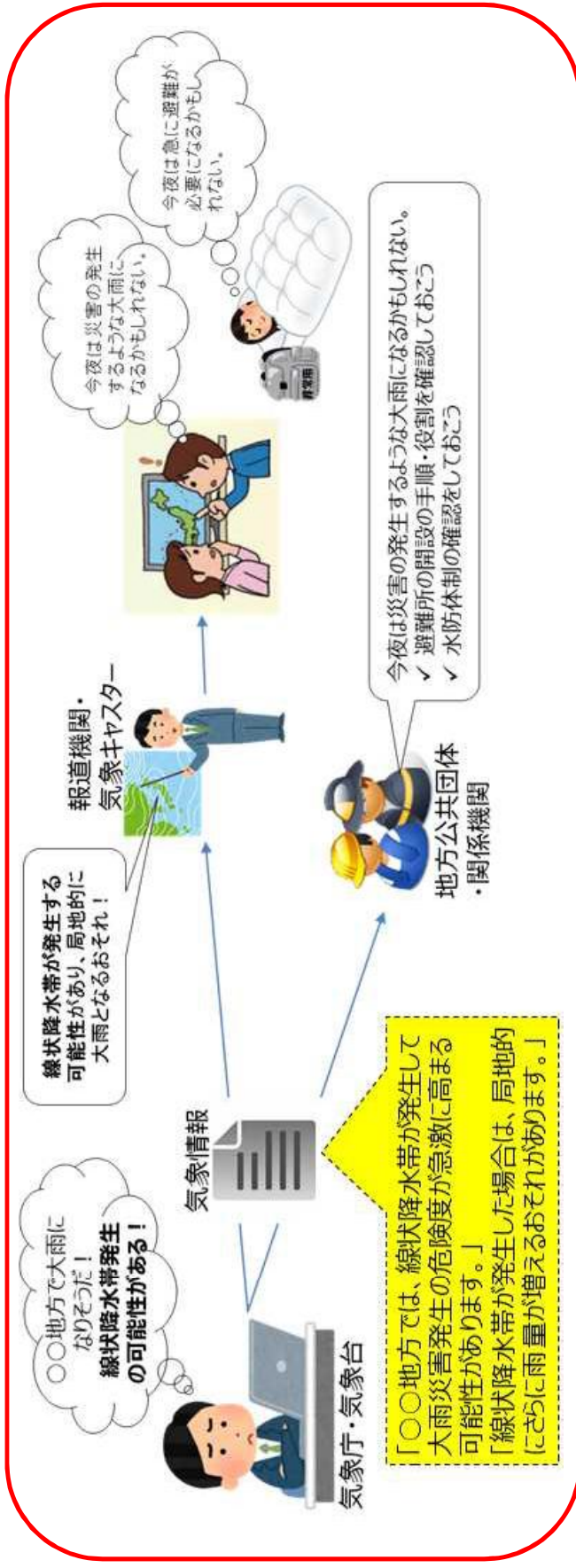
スーパーコンピュータ「富岳」を活用し、開発中の予報モデルのリアルタイムシミュレーション実験を実施



今後、引き続き技術開発等を進め、更なる予測精度向上を図っていく

4. 線状降水帯による大雨の半日程度からの呼びかけ

令和4年6月1日～
開始予定



※ 具体的な気象情報発信のあり方や避難計画等への活用方法については、情報の精度を高めつつ有識者の意見を踏まえ検討